配時調整外国税相当額の控除額
法人税申告書別表六(五の二)「８」－地方法人税申告書表一「８」と((((法人税申告書別表一の二「４」＋「」)＋(法人税申告書別表六(六)「９の㉒」＋「９の㉔」×$\frac{(5)}{(1)}$)×４％)のうち少ない金額)　⑽　に改め、同号②中「法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」」を「法人税申告書別表六(六)「９の㉒」＋「９の㉔」」に改める。

別表一付表の記載要領第二号(一)中「「計(1)+(2)　(3)」」を「法第13条第５項の規定を適用しないものとした場合に「計(1)+(2)　(3)」に」「の金額」を「の金額として計算される金額」に改める。

別表二の表中

法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)	課税標準法人税額((5)－(6)－(別表一「３」))又は(((5)－(6))×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$)

を

法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉒」＋「９の㉔」)	課税標準法人税額((5)－(6)－(別表一「３」))又は(((5)－(6))×$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$)

に、

法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一の二「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉒」＋「９の㉔」)	課税標準法人税額((5)－(6)－(別表一「３」))又は(((5)－(6))×$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$)

を

法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一の二「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉒」＋「９の㉔」)	課税標準法人税額((5)－(6)－(別表一「３」))又は(((5)－(6))×$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$)

に改め、同表の記載要領第二号中「「課税標準法人税額((5)－(6)－(別表一「３」))又は(((5)－(6))×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$)　(7)　を「「課税標準法人税額((5)－(6)－(別表一「３」))又は(((5)－(6))×$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$)　(7)　に改め、同号(一)及び(二)中「$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$」を「$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$」に改める。

別表二付表一の表中

法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)	課税標準法人税額((1)－(2)－(別表一付表「４」))又は(((1)－(2))×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$)

を

法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉒」＋「９の㉔」)	課税標準法人税額((1)－(2)－(別表一付表「４」))又は(((1)－(2))×$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$)

に改め、同表の記載要領第二号中「「課税標準法人税額((1)－(2)－(別表一付表「４」))又は(((1)－(2))×$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$)　(3)　を「「課税標準法人税額((1)－(2)－(別表一付表「４」))又は(((1)－(2))×$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$)　(3)　に改め、同号(一)及び(二)中「$\frac{\text{別表一「５」}}{\text{別表一「１」＋「２」}}$」を「$\frac{\text{別表一「23」}}{\text{別表一「１」}}$」に改める。

別表四の記載要領第四号(二)中「又は」を「若しくは」に、「同条第18項」を「同法第42条の４の２第２項」に改め、「含む。)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第６号ロ若しくは第７号」を加え、「別表六(九)付表「32」及び「37」、別表六(十)付表「29」」を「別表六(九)付表「40」及び「45」、別表六(十)付表一「29」」に改め、同号(三)中「第17条の４の２第１項」を「第17条の５第１項」に改め、同号(五)中「第９項」を「第10項」に改める。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表四の記載要領第四号(五)の改正規定　令和十年一月一日

二　第六条第一項の改正規定　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

２　改正後の防衛特別法人税に関する省令別表一から別表二付表一までの書式は、法人（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第三号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和八年四月一日以後に終了する同法第十一条に規定する課税事業年度の同法第十条に規定する基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用する。